

1 基準指数

	区分	状況		指数
ア	学年	学年の状況	1年生	160
			2年生	120
			3年生	80
			4年生	40
			5年生以上	0
イ	世帯	父母の状況	ひとり親	15
			父母のいずれかが単身赴任又は住込み就労等により常時家庭にいない	10
			生活保護受給世帯であり、かつ、就労している（勤務先内定・技能習得中を含む。）	10
		きょうだいの状況	きょうだいと同時に申請している	5
		児童の状況	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けている又は障害児通所支援サービス受給者	160
			家庭児童相談室等からの要請により、入所に配慮を要する	160
		育成料納付状況	育成料を滞納している	-160
		その他	入所に關し、特別の事情がある場合等	都度定める

2 調整指数

保護者の要件		適用	指数
ア	勤務日数（内職）	週5日以上又は月20日以上	10（6）
		週4日以上又は月16日以上	8（4）
	帰宅時間（内職は勤務終了時間）	17時以降	10（6）
		16時30分以降17時未満	8（5）
		16時以降16時30分未満	6（4）

イ	出産の前後		出産前後計4か月間	14
ウ	保護者の疾病・障害	疾病	3か月以上の入院又は自宅療養(常時臥床)	20
			1か月以上の入院又は自宅療養(安静)	17
			放課後の時間帯に定期的な通院が必要と診断された者	13
			疾病等により保育が困難な場合(上記以外)	10
		障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳Aの交付を受け、保育が困難な場合	20
			身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳2級又は療育手帳B1の交付を受け、保育が困難な場合	18
			身体障害者手帳5～6級、精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳B2の交付を受け、保育が困難な場合	16
エ	家族の介護・看護	介護	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは療育手帳Aの交付又は要介護5～4の認定を受けている者の介護を行い、保育が困難な場合	18
			身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳2級若しくは療育手帳B1の交付又は要介護3～2の認定を受けている者の介護を行い、保育が困難な場合	16

			身体障害者手帳 5～6 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級若しくは療育手帳 B 2 の交付又は要介護 1 の認定を受けている者の介護を行い、保育が困難な場合	1 4
		看護・付添い	重傷療養者の看病及び家族の入院又は通院のため、放課後の時間帯に看護又は付添いが必要な場合	1 2
オ	災害の復旧	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	2 0
カ	その他		市長が特に必要と認める場合	都度定める

備考

- 1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の調整指数を決定する。ひとり親の場合は、指数 2 0 を加算する。
- 2 保護者 1 名につき要件の適用は 1 項目とする。ただし、勤務日数及び帰宅時間は合算する。
- 3 勤務日数及び帰宅時間の指数は、勤務先内定又は技能習得中の場合も適用する。
- 4 日数及び時間配分が自分で調整可能な労働は内職とみなす。
- 5 内職は（ ）内の指数とする。
- 6 労働の形態が不規則勤務等で表記の勤務終了時間により難しい場合は、別途判断する。
- 7 当てはまる要件が 2 以上ある場合は、指数の高い項目を適用する。
- 8 保護者の要件がこの表に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる要件を適用し、指数を決定する。

※ 指数が同点の場合は、学年が低い児童を優先し、それでも差異がつかない場合は、家庭及び児童の状況を総合的に判断して決定します。